

平成十六年十一月十七日提出  
質 問 第 四 二 二 号

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再  
質 問 主 意 書

提 出 者 首 藤 信 彦

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再

#### 質問主意書

先般、提出したイラク特措法（略）に関する質問主意書に対する答弁書を受領したが、自衛隊員に対する安全確保が全く希薄であり到底納得できる内容ではない。イラク全土に危険が迫る状況下、これ以上若い者の命を危険にさらすことは認められず、イラク特措法（略）に基づき自衛隊の派遣延長には改めて反対する。

政府は現地の自衛隊員及び、その家族、血税を納め平和を願う日本国民の顔を思い浮かべ真剣に熟慮した上での判断そして、真摯な答弁を望む。

以下次の事項について質問する。

一 答弁書一及び二にある様々な措置を講じたのは、ロケット弾による砲撃を受けた前からか後からか、前からだとすれば安全対策が機能しなかったことになるが見解を示されたい。

二 ロケット弾着弾から一カ月近くの時間が経過するが犯行武装勢力の特定はされているのかお尋ねする。

三 イラク特措法第八条第五項に該当しないとしているが、米軍のファルージャ攻撃後イラク全土で武装勢

力の攻撃があり、これは明らかにサマワでも「戦闘行為が行われることが予測」される事態である。

サマワで将来の戦闘も予測されないならその根拠を示されたい。

四 今後、宿営地が攻撃を受け自衛隊員に被害が及んだ場合、誰がどのような責任をとるのか明確に示されたい。

右質問する。